

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月12日

【会社名】 DAIKO XTECH株式会社
(旧会社名 大興電子通信株式会社)

【英訳名】 DAIKO XTECH, Ltd.
(旧英訳名 DAIKO DENSHI TSUSHIN, LTD.)
(注) 2024年6月21日開催の第71回定時株主総会の決議により、2025年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 松山 晃一郎

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役上席執行役員コーポレート本部長 C F O 間渕 剛志

【本店の所在の場所】 東京都新宿区揚場町2番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
DAIKO XTECH株式会社 西日本支社
(大阪府大阪市中央区南本町一丁目8番14号)
DAIKO XTECH株式会社 中日本支社
(愛知県名古屋市中区錦一丁目6番5号)
DAIKO XTECH株式会社 東日本支社
(埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目122番地)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長C E O松山晃一郎及び取締役上席執行委員コーポレート本部長C F O間渕剛志は、当社の第73期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。